

# 京都府生産性向上・人手不足対策事業費補助金のお知らせ【令和8年度】

京都府では、生産性の向上等に向けた取組を実施する事業者（社会福祉施設、保育所・幼稚園等を除く）が行う3S・5S・カイゼン（※）などの持続的な生産性向上を支援します。

（※）3S:「整理」「整頓」「清掃」/5S:3S+「清潔」「躰」/カイゼン:3S、5Sにより業務を今よりも良く見直す活動

## 勉強会・ワークショップ事業の実施グループ申請

【募集期間】令和8年4月14日（火）～6月5日（金）

【補助期間】交付決定日※～令和9年1月29日（金）

※事前着手が認められた場合は R8/3/12～可

### 補助対象者

3S・5S・カイゼン等の生産性向上の取組を進めていく同じ志を共有し、生産性向上に継続して取り組むために形成された、京都府内に生産性向上の活動を遂行する拠点を有する4社以上の中小企業者で構成される企業グループ

※ 企業グループには、製造業を主たる事業とする中小企業者が1社以上含まれていることが必要です。

#### ①勉強会・ワークショップ事業

##### 【対象者】

（公財）京都産業21から「勉強会・ワークショップ事業の実施グループ認定」を受けた者

##### 【対象事業】

生産性向上等に関する先進事例等を学び、グループ間で議論等を行う勉強会・ワークショップ等の取り組み

##### 【対象経費】

講師や専門家等への旅費・謝礼金、勉強会・ワークショップを開催する際の会場や備品等の利用に要する経費

※ 旅費については、公共交通機関の利用に限る。なお、新幹線等鉄道のグリーン車料金、タクシー代は補助対象外とする。

【補助率】 **10/10以内**

【補助上限額】**10**万円×**5**回

1回あたり**10**万円（税抜）

【申請受付期間】勉強会・ワークショップ事業の実施グループ認定を受けた後、適宜申請してください。

#### ②生産性向上等モデル事業

##### 【対象者】

左記補助事業に参加したことの証明を受けた京都府内に生産性向上の活動を遂行する拠点を有するグループ構成員（代表企業含む）

##### 【対象事業】

左記の事業を踏まえた、生産性向上等に繋がるモデルとなる取組※原則、京都府内の拠点で実施する事業が対象。

##### 【対象経費】

左記経費に加え、補助事業遂行に必要な資材・部品等の購入に要する経費。機械装置及び設備・備品の購入費・リース料・割賦料。機械装置及び設備・備品の製作・改造・使用に要する経費等。土地造成費、建物建設費。外注・委託費等。

※パソコン、タブレット等汎用性があり、補助目的外にも使用できる物品については原則補助対象外とするが、本補助対象事業の趣旨に沿った取り組みに限定して使用するものは、例外的に補助対象とする。

【補助率】 **3/4以内**

【補助上限額】**200**万円以内（税抜）

【申請受付期間】令和8年6月上旬～令和8年7月下旬

※申請には事前に「勉強会・ワークショップ」に1回以上参加することが必要。

申請要領・様式等の  
ダウンロードはこちら



## 想定事例(あくまでも例示であり、様々な取組をお待ちしております)

製造業や飲食業を営む企業が、「勉強会・ワークショップ事業」で学んだ、生産性向上に関する発注事例やノウハウ、現場主導の実践的な知見と工夫を活かし、人手に依存していた業務工程について、ICT機器や省力化設備の導入、業務フローの見直しを行うことで、作業時間の短縮や従業員の負担軽減を図る。

### ①勉強会・ワークショップ事業 注意事項

○(公財)京都産業21から「勉強会・ワークショップ事業の実施グループ認定」を受けられていない方は、勉強会・ワークショップ事業に申請できません。

○高齢者、障害者施設等を運営する事業者のみで構成される企業グループ及び幼稚園を運営する事業者のみで構成される企業グループは、勉強会・ワークショップ事業に申請できません。

○京都府中小企業団体中央会が所管する京都府令和7年度2月補正「京都府生産性向上・人手不足対策事業費補助金」との併願申請及び重複採択はできません。

### ②生産性向上等モデル事業 注意事項

○生産性向上等モデル事業への申請については、左記事業の「勉強会・ワークショップ」の開催を1回以上終えておく必要があります。

○京都府中小企業団体中央会が所管する京都府令和7年度2月補正「京都府生産性向上・人手不足対策事業費補助金」及び関連補助金との併願申請及び重複採択はできません。

下記の方は、生産性向上等モデル事業に申請できません。

- ・大企業
- ・みなし大企業
- ・国又は地方公共団体から出資を受けている者
- ・高齢、障害者施設、保育所、幼稚園等を運営する事業者
- ・宗教法人
- ・任意団体

補助金に関する相談窓口・提出先 [平日8:30~17:00](土日祝は除く)

【問合せ及び応募先】

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134

公益財団法人京都産業21 市場開拓支援部 販路開拓支援担当

連絡先 TEL : 075-315-8590 FAX : 075-323-5211

E-mail : [market@ki21.jp](mailto:market@ki21.jp)

申請要領・様式等の  
ダウンロードはこちら

